

平成16年 9月30日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊 藤 義 郎

商法改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等
の一部改正について

本所は、別紙のとおり「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行い、平成16年10月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、株券不発行制度の整備の一環として、同制度の実施に先立ち本年10月に施行される商法改正により、株主名簿の閉鎖制度が廃止されるほか、新株発行に際して払込期日当日から株券発行が可能となることに伴い、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等について技術的な改正を行うなど、所要の規定整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 株主名簿の閉鎖制度の廃止

株主名簿の閉鎖制度が廃止されることに伴い、現行規定中の「名義書換の臨時停止」を「基準日の設定」に改めるなどの改正を行います。

(2) 新株引受権証書上場時の株券の発行時期

新株引受権証書を上場する場合には、現行規定中の決済に支障をきたさないよう株券を「払込期日後」遅滞なく発行するとあるのを、「払込期日以後」遅滞なく発行するに改めます。

以 上

商法改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」
等の一部改正について

(ページ)

1 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正 新旧対照表	1
2 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	2
3 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	3
4 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	5
5 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの 一部改正新旧対照表	1 0
6 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	1 1
7 . 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	1 6

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>株式に係る基準日の設定</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>株式の名義書換の臨時停止</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(配当落等の期日)</p> <p>第 1 9 条 規程第 2 4 条第 1 項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日決済取引</p> <p>配当金 (商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。) 若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会において株主として議決権を行使する者を確定するための基準日 (以下「権利確定日」という。) の翌日。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>	<p>(配当落等の期日)</p> <p>第 1 9 条 規程第 2 4 条第 1 項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日決済取引</p> <p><u>内国株券の場合は、</u>配当金 (商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。) 若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会において株主として議決権を行使する者を確定するための基準日又は<u>株主名簿閉鎖開始日の前日</u> (以下「権利確定日」という。) の翌日。</p> <p>(2) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(4)（略） (5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。 a～（略） j 本所所定の「株式の分布状況表」 この場合において、商法の規定により基準日を設けたとき（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）第31条第1項第3号の規定（同法第39条の5において準用する場合を含む。）に基づき保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～o（略） (6)（略）</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(4)（略） (5) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者は、d、eからgまで及びjに規定する書類については、添付を要しない。 a～（略） j 本所所定の「株式の分布状況表」 この場合において、商法の規定により<u>株主名簿の閉鎖を行ったとき又は基準日</u>を設けたとき（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）第31条第1項第3号の規定（同法第39条の5において準用する場合を含む。）に基づき保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該<u>株主名簿の閉鎖時又は基準日</u>（営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「<u>株主名簿の閉鎖時又は基準日</u>」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～o（略） (6)（略）</p>
<p>14. 第9条（新株券等の上場）関係 (1)～(3)（略） (4) 新株引受権証書については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次</p>	<p>14. 第9条（新株券等の上場）関係 (1)～(3)（略） (4) 新株引受権証書については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次</p>

の a から c までに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の前日の日であって、本所が定める日までとする。

a・b (略)

c 本所における売買の決済に支障をきたさないよう、株券を、払込期日以後遅滞なく発行すること。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

の a から c までに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の前日の日であって、本所が定める日までとする。

a・b (略)

c 本所における売買の決済に支障をきたさないよう、株券を、払込期日後遅滞なく発行すること。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の基準日等における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割</p>

以下この(2)において「最近の基準日等」という。)後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下このbにおいて同じ。)が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しの取り扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ~ニ (略)

当の基準となる日。以下この(2)において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「元引受会員」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の会員(有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下このbにおいて同じ。)が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しの取り扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である本所の会員を元引受会員とみなしてこの規定を適用する。(以下この(2)において同じ。)

ロ~ニ (略)

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「立会外分売取扱会員」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八（略）

(c)（略）

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）に応じて株券の

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である本所の会員（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する非会員証券会社を含む。以下「立会外分売取扱会員」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八（略）

(c)（略）

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）

売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ（略）

(b)（略）

- d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 少数特定者持株数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を最近

に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ（略）

(b)（略）

- d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 少数特定者持株数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を最近

の基準日等における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が本所に提出した「株主の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数（当該立会外分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすものとする。

e (略)

(3) ~ (11) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

の株主名簿の閉鎖時又は基準日における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が本所に提出した「株主の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数（当該立会外分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主数とみなすものとする。

e (略)

(3) ~ (11) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ j (略)</p> <p>k 第 9 号に掲げる事項 基準日に関する日程表</p> <p>当該期日の 2 週間前</p> <p>l ~ n (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第 1 3 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e <u>基準日の設定の中止</u></p> <p>f ~ k (略)</p> <p>(6) ・ (7) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成 1 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>	<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ j (略)</p> <p>k 第 9 号に掲げる事項 <u>臨時名簿閉鎖期間又は基準日に関する日程表</u></p> <p>当該期間の初日又は期日の 2 週間前</p> <p>l ~ n (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第 1 3 号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e <u>株主名簿の閉鎖の中止</u></p> <p>f ~ k (略)</p> <p>(6) ・ (7) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) <u>基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)</u>現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが明らかに認められるとき。</p> <p>(注) 「明らかに認められるとき」とは、次のイ又はロに該当する場合をいうものとする。</p> <p>イ 当該株式の公募に係る応募者に当該株式の公募等又は数量制限付分売の直近の決算期、<u>基準日等</u>(以下「直近の決算期等」という。)における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、直近の決算期等における少数</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) <u>株主名簿の閉鎖時又は基準日現在</u>における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが明らかに認められるとき。</p> <p>(注) 「明らかに認められるとき」とは、次のイ又はロに該当する場合をいうものとする。</p> <p>イ 当該株式の公募に係る応募者に当該株式の公募等又は数量制限付分売の直近の決算期、<u>株主名簿の閉鎖時又は基準日</u>(以下「直近の決算期等」という。)における大株主上位10名及び役員が含まれていない場合で、直近の決算期</p>

特定者持株数の直近の決算期等における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の75%以下となった場合

□ (略)

e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

f・g (略)

h 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

i 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、第2号bに定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、

等における少数特定者持株数の直近の決算期等における上場株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の75%以下となった場合

□ (略)

e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」及び第2号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

f・g (略)

h 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

i 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、第2号bに定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、

上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における株主数が第 2 号 b に定める人数以上となったと認められるとき。

(b) (略)

j 株主数が第 2 号 b に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後 3 か月目の月の末日以前に、株式分割（同時に 1 単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して 5 か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下この j において同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の基準日等の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主）のうち、当該株式分割により 1 単元の株式の数以上の株式を所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数

上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 株主名簿の閉鎖時又は基準日現在における株主数が第 2 号 b に定める人数以上となったと認められるとき。

(b) (略)

j 株主数が第 2 号 b に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後 3 か月目の月の末日以前に、株式分割（同時に 1 単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して 5 か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下この j において同じ。）をした場合には、決議の日における株主数（最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日（以下「基準日等」という。）の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主）のうち、当該株式分割により 1 単元の株式の数以上の株式を所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合

を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。)を同号の上場株式数とみなすものとする。

k ~ n (略)

(3) (略)

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合(直前事業年度の末日における株主資本の額が20億円以上である場合を除く。)」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が5億円に満たない場合をいうものとする。

b ~ d (略)

(5)・(6)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a ~ c (略)

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号た

には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。)を同号の上場株式数とみなすものとする。

k ~ n (略)

(3) (略)

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合(直前事業年度の末日における株主資本の額が20億円以上である場合を除く。)」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格(当該最終価格がないときは、直近の最終価格)に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が5億円に満たない場合をいうものとする。

b ~ d (略)

(5)・(6)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a ~ c (略)

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号た

だし書に規定する1か月間の平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

e（略）

（8）～（13）（略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

だし書に規定する1か月間の平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

e（略）

（8）～（13）（略）

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5)jに規定する基準日をいう。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。</p> <p>d~i (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p> <p>2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。</p>	<p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内(eにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)dにおいて株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合又はhにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)iに規定する株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合には、当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内)に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d~ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p>